

青森県大気汚染緊急時対策要綱

平成20年5月1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素及びオキシダント（以下「大気汚染物質」という。）について、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条第1項及び第2項に規定する大気の汚染に係る緊急時の事態が発生した場合において、被害の防止のために講ずべき措置等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(大気汚染の状況及び気象状況の把握)

第3条 知事は、大気汚染物質の測定を別表1の大気汚染常時監視測定局（以下「測定局」という。）において行い、大気汚染の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて青森地方気象台から気象状況に関する情報を収集するものとする。

(注意報等の発令及び解除)

第4条 知事は、前条の大気汚染の状況が別表2の発令基準に該当するときは、それぞれの物質の該当区分により注意報又は警報（以下「注意報等」という。）を発令するものとする。

2 知事は、前項の注意報等を発令した場合において、別表2の解除基準に該当するときは、当該注意報等を解除し、又は該当するものに切り替えるものとする。

(注意報等の発令対象地域)

第5条 注意報等の発令対象地域は、別表3に掲げる測定局ごとに定める市町村の地域とする。

2 知事は、注意報等を発令する場合に、状況により発令対象地域を拡大又は縮小するものとする。

(注意報等の発令又は解除の通知及び周知)

第6条 知事は、注意報等を発令し、又は解除した場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、報道機関の協力を得て、発令対象地域の住民等にその周知を図るものとする。

2 知事は、注意報等の発令を周知するに当たっては、被害を防止するために必要な事項及び被害を受けた場合の措置について、併せて周知するものとする。

(協力の要請及び緊急時の措置の命令)

第7条 知事は、注意報等を発令した場合において、発令対象地域に所在する以下の者に対し、必要に応じて別表4に定める緊急時の措置をとるものとする。

(1) 青森県八戸地区大気汚染緊急時の措置に関する協定を県と締結した者（以下「緊急時協定締結者」という。）

(2) ばい煙を排出する者

(3) 自動車の使用者又は運転者

(公安委員会に対する措置の要請)

第8条 知事は、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素及びオキシダントに係る警報が発令され、かつ、当該事態が自動車排出ガスに起因すると認めるときは、法第23条第2項の規定に基づき、青森県公安委員会に対して道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

(被害の発生状況の調査)

第9条 知事は、注意報等が発令した場合において、当該事態における大気汚染が原因とみられる人の健康又は生活環境に係る被害が発生した旨の通報を受けたときは、当該被害の発生状況を調査するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得るものとする。

(関係市町村の協力)

第10条 知事は、緊急時の措置を行うに当たっては、関係市町村に対し必要な協力を求めるものとする。

(関係機関との調整)

第11条 知事は、緊急時の措置を適切かつ円滑に実施するため、関係機関との連絡を緊密にし、運用の適正化を図るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

2 青森県八戸地区大気汚染緊急時対策実施要綱(昭和51年6月30日)は廃止する。

別表 1 (第 3 条関係)

大気汚染常時監視測定局

測定局 設置場所	測定局の名称	測定項目					測定 実施 主体
		硫黄 酸化物	浮遊粒子 状物質	一酸化 炭素	二酸化 窒素	オキシ ダント	
青森市	堤小学校						青森市
	甲田小学校						
	新城中央小学校						
	青森県庁						
	大栄小学校						
弘前市	第一中学校						青森県
	文京小学校						
八戸市	八戸小学校						
	八戸市第二魚市場						
	根岸小学校						
	桔梗野小学校						
	小中野中学校						
	六日町						
黒石市	スポカルイン黒石						
五所川原市	五所川原第三中学校						
十和田市	三本木中学校						
三沢市	岡三沢町内会館						
むつ市	苫生小学校						
六ヶ所村	尾駁小学校						
	戸鎖小学校						
南部町	南部幼稚園						

別表2（第4条関係）

緊急時注意報等発令・解除基準

【 】内：注意報等の名称

物質名	注意報発令基準	警報発令基準	注意報等解除基準
	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第11条第1項に定める場合に該当するとき。	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第11条第2項に定める場合に該当するとき。	注意報又は警報が発令された後において、大気の汚染の状況がその発令基準に該当せず、かつ該当するおそれなくなったと認められるときは、当該注意報又は警報を解除し、又は該当するものに切り替えるものとする。
硫黄酸化物	<p>【硫黄酸化物注意報】</p> <p>1 1時間値0.2ppm以上である大気の汚染の状況が3時間継続した場合</p> <p>2 1時間値0.3ppm以上である大気の汚染の状況が2時間継続した場合</p> <p>3 1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状況になった場合</p> <p>4 1時間値の48時間平均値0.15ppm以上である大気の汚染の状況になった場合</p> <p>以上のいずれかに該当し、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき。</p>	<p>【硫黄酸化物警報】</p> <p>1 1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状況が3時間継続した場合</p> <p>2 1時間値0.7ppm以上である大気の汚染の状況が2時間継続した場合</p> <p>以上のいずれかに該当し、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき。</p>	
浮遊粒子状物質	<p>【浮遊粒子状物質注意報】</p> <p>大気中における量の1時間値()が2.0mg/m³以上である大気の汚染の状況が2時間継続した場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき。</p>	<p>【浮遊粒子状物質警報】</p> <p>大気中における量の1時間値()が3.0mg/m³以上である大気の汚染の状況が3時間継続した場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき。</p>	
一酸化炭素	<p>【一酸化炭素注意報】</p> <p>1時間値30ppm以上である大気の汚染の状況になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき。</p>	<p>【一酸化炭素警報】</p> <p>1時間値50ppm以上である大気の汚染の状況になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき。</p>	
二酸化窒素	<p>【二酸化窒素注意報】</p> <p>1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状況になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき。</p>	<p>【二酸化窒素警報】</p> <p>1時間値1ppm以上である大気の汚染の状況になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき。</p>	
オキシダント	<p>【オキシダント注意報】</p> <p>1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状況になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき。</p>	<p>【オキシダント警報】</p> <p>1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状況になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき。</p>	
備考	<p>1 この表に規定する「1時間値」は、大気中における含有率の1時間値をいう。ただし、浮遊粒子状物質における「1時間値」()は、大気中における量の1時間値をいう。</p> <p>2 この表に規定する1時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第18条に規定するところによるものとする。</p>		

別表3（第5条関係）

注意報等発令対象地域

【硫黄酸化物】

測定局 設置場所	測定局の名称	発令対象市町村
青森市	堤小学校	青森市
八戸市	八戸小学校	八戸市
	八戸市第二魚市場	
	根岸小学校	
	桔梗野小学校	
	小中野中学校	
六ヶ所村	尾駁小学校	六ヶ所村
	戸鎖小学校	

【浮遊粒子状物質、二酸化窒素】

測定局 設置場所	測定局の名称	発令対象市町村
青森市	堤小学校	青森市
	甲田小学校	
	新城中央小学校	
	青森県庁	
	大栄小学校	
弘前市	第一中学校	弘前市
	文京小学校	
八戸市	八戸小学校	八戸市
	八戸市第二魚市場	
	根岸小学校	
	桔梗野小学校	
	小中野中学校	
	六日町	
黒石市	スポカルイン黒石	黒石市
五所川原市	五所川原第三中学校	五所川原市
十和田市	三本木中学校	十和田市
三沢市	岡三沢町内会館	三沢市
むつ市	苫生小学校	むつ市
六ヶ所村	尾駁小学校	六ヶ所村
	戸鎖小学校	
南部町	南部幼稚園	南部町

【一酸化炭素】

測定局 設置場所	測定局の名称	発令対象市町村
青森市	青森県庁	青森市
	大栄小学校	
弘前市	文京小学校	弘前市
八戸市	六日町	八戸市
南部町	南部幼稚園	南部町

【オキシダント】

測定局 設置場所	測定局の名称	発令対象市町村
青森市	堤小学校	青森市、東津軽郡
弘前市	第一中学校	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
八戸市	八戸小学校	八戸市、十和田市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸郡
	八戸市第二魚市場	
むつ市	苫生小学校	むつ市、下北郡
六ヶ所村	尾駁小学校	上北郡（六戸町、おいらせ町を除く。）

緊急時の措置

周知伝達方法
 F A X又は電話により伝達するものとする。
 報道機関及び関係機関の協力を得て周知するものとする。
 文書により命令を行うものとする。
 ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、F A X又は電話により伝達するものとする。

【措置対象者】

- (1) 「緊急時協定締結者」 …青森県八戸地区大気汚染緊急時の措置に関する協定を県と締結した者
- (2) 「ばい煙を排出する者」…「ばい煙排出者」のほか、法対象規模未満のばい煙を発生する施設からばい煙を排出する者、家庭における暖房施設、鉱山、交通機関等において発生するばい煙を排出する者を含む。
 「ばい煙排出者」 …ばい煙発生施設においてばい煙を排出する者（法第13条第1項に規定する者）
- (3) 「自動車の使用者又は運転者」…自家用自動車、営業用自動車を使用する者又は自動車を運転する者

【硫黄酸化物】

注意報等名称	ばい煙の排出量の減少等のために講ずべき措置	伝達 周知 方法
【硫黄酸化物注意報】	1 <u>緊急時協定締結者</u> に対し、硫黄酸化物の排出量を通常の排出量の30パーセント程度削減するよう要求する。	
	2 <u>ばい煙を排出する者（緊急時協定締結者を除く。）</u> に対し、硫黄酸化物の排出量を自主的に削減するよう協力を求める。	
	3 硫黄酸化物について1時間値が百万分の0.5以上である大気の汚染の状態が2時間以上継続した場合で気象条件からみてその状態が継続すると認められるときは、第1号の規定にかかわらず、 <u>緊急時協定締結者</u> に対し、硫黄酸化物の排出量を通常の排出量の50パーセント程度削減するよう要求する。	
【硫黄酸化物警報】	1 <u>緊急時協定締結者</u> に対し、硫黄酸化物の排出量をその許容排出量の80パーセント程度以上削減すること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきことを命令する。	
	2 <u>ばい煙を排出する者（緊急時協定締結者を除く。）</u> に対し、硫黄酸化物の排出量を自主的に削減するよう協力を求める。	
	3 前二号の措置によって当該事態を解消することが困難であると認めるときは、前二号の措置のほか、 <u>ばい煙排出者（緊急時協定締結者を除く。）</u> に対し、硫黄酸化物の排出量をその許容排出量の80パーセント程度以上削減すること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきことを命令する。	

【浮遊粒子状物質】

注意報等名称	ばい煙の排出量の減少等のために講ずべき措置		伝達 周知 方法
【浮遊粒子状物質注意報】	1 当該事態がばい煙に起因すると認められるとき。	ばい煙を排出する者に対し、燃料の使用量を自主的に削減し、その他浮遊粒子状物質排出低減対策をとるよう協力を求める。	
	2 当該事態が自動車排出ガスに起因すると認められるとき。	自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力を求める。	
【浮遊粒子状物質警報】	1 当該事態がばい煙に起因すると認められるとき。	一 ばい煙を排出する者に対し、燃料の使用量を自主的に削減し、その他浮遊粒子状物質排出低減対策をとるよう協力を求める。	
		二 前号の措置によって当該事態を改善することが困難であると認めるときは、前号の措置のほか、ばい煙排出者に対し、燃料の使用量を通常の使用量の40パーセント程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある浮遊粒子状物質排出低減対策をとること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきことを命令する。	
	2 当該事態が自動車排出ガスに起因すると認められるとき。	自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力を求める。	

【一酸化炭素】

注意報等名称	ばい煙の排出量の減少等のために講ずべき措置		伝達 周知 方法
【一酸化炭素注意報】 【一酸化炭素警報】	自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力を求める。		

【二酸化窒素】

注意報等名称	ばい煙の排出量の減少等のために講ずべき措置		伝達 周知 方法
【二酸化窒素注意報】	1 当該事態がばい煙に起因すると認められるとき。	一 <u>緊急時協定締結者</u> に対し、燃料の使用量を通常の使用量の20パーセント程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある窒素酸化物排出低減対策(良質燃料への転換等という。以下同じ。)をとるよう要求する。	
		二 <u>ばい煙を排出する者(緊急時協定締結者を除く。)</u> に対し、燃料の使用量を自主的に削減し、その他窒素酸化物排出低減対策をとるよう協力を求める。	
	2 当該事態が自動車排出ガスに起因すると認められるとき。	<u>自動車の使用者又は運転者</u> に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力を求める。	
【二酸化窒素警報】	1 当該事態がばい煙に起因すると認められるとき。	一 <u>緊急時協定締結者</u> に対し、燃料の使用量を通常の使用量の40パーセント程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある窒素酸化物排出低減対策をとること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきことを命令する。	
		二 <u>ばい煙を排出する者(緊急時協定締結者を除く。)</u> に対し、燃料の使用量を自主的に削減し、その他窒素酸化物排出低減対策をとるよう協力を求める。	
		三 前二号の措置によって当該事態を改善することが困難であると認めるときは、前二号の措置のほか、 <u>ばい煙排出者(緊急時協定締結者を除く。)</u> に対し、燃料の使用量を通常の使用量の40パーセント程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある窒素酸化物排出低減対策をとること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきことを命令する。	
	2 当該事態が自動車排出ガスに起因すると認められるとき。	<u>自動車の使用者又は運転者</u> に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力を求める。	

【オキシダント】

注意報等名称	ばい煙の排出量の減少等のために講ずべき措置		伝達 周知 方法
【オキシダント注意報】	1 当該事態がばい煙に起因すると認められるとき。	一 <u>緊急時協定締結者</u> に対し、燃料の使用量を通常の使用量の20パーセント程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある窒素酸化物排出低減対策をとるよう要求する。	
		二 <u>ばい煙を排出する者（緊急時協定締結者を除く。）</u> に対し、燃料の使用量を自主的に削減し、その他窒素酸化物排出低減対策をとるよう協力を求める。	
【オキシダント警報】	1 当該事態がばい煙に起因すると認められるとき。	一 <u>緊急時協定締結者</u> に対し、燃料の使用量を通常の使用量の40パーセント程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある窒素酸化物排出低減対策をとること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきことを命令する。	
		二 <u>ばい煙を排出する者（緊急時協定締結者を除く。）</u> に対し、燃料の使用量を自主的に削減し、その他窒素酸化物排出低減対策をとるよう協力を求める。	
		三 前二号の措置によって当該事態を改善することが困難であると認めるときは、前二号の措置のほか、 <u>ばい煙排出者（緊急時協定締結者を除く。）</u> に対し、燃料の使用量を通常の使用量の40パーセント程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある窒素酸化物排出低減対策をとること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきことを命令する。	
	2 当該事態が自動車排出ガスに起因すると認められるとき。	自動車の使用 <u>者又は運転者</u> に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力を求める。	